

## 竜王町スポーツライミング振興協力員設置要領

### (目的)

第1条 第79回国民スポーツ大会（以下、「滋賀国スポ」という。）のスポーツライミングの開催地である竜王町において、スポーツライミングの振興を図り、町民にスポーツライミングへの関心と愛着を持ってもらうため、竜王町スポーツライミング振興協力員（以下、「アンバサダー」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 アンバサダーは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) スポーツライミングに関する町の事業とその魅力を広報、ホームページおよびSNS等を通じ、多くの方に発信すること。
- (2) スポーツライミングの振興に関する町が行うイベントやクライミング教室等の体験事業に協力すること。

### (対象者)

第3条 アンバサダーの登録対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 18歳以上の者
- (2) 親の同意がある15歳以上の者かつ中学校を卒業した者

### (登録の期間)

第4条 アンバサダーの登録期間は、登録された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし再登録を妨げないものとする。

### (登録の方法)

第5条 アンバサダーとして登録を申請する者（以下、「申請者」という。）は、別に定める登録申請書を生涯学習課長に提出するものとする。

2 生涯学習課長は、前項により提出された申請書の内容を確認の上、必要に応じて面談等を実施し、適当と認めるときはアンバサダーとして認定のうえ、別に定めるアンバサダー登録証を申請者に交付する。

### (謝礼等)

第6条 アンバサダーに対する謝礼は、支給しない。

### (登録の取消)

第7条 生涯学習課長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 自己の都合により、登録の取消を申し出たとき。
- (2) 職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(3) その他、アンバサダーとして必要な適格性を欠くと認められるとき。

(個人情報取扱い)

第8条 町は、アンバサダーの個人情報をこの要領に基づく事務以外には使用しないものとし、竜王町個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第9号）の規定により適切に取り扱わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、アンバサダーの個人情報のうち、次の情報は公開するものとする。

- (1) 氏名またはニックネーム
- (2) 顔写真
- (3) その他アンバサダー本人が事前に公開を承諾した情報

(守秘義務)

第9条 アンバサダーは、職務上知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 アンバサダーに関する庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるものにほか、アンバサダーに関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、決裁の日から施行する。